

## ※景観地区内の「行為の完了等の届出」について

### 羽曳野市景観条例(景観地区内における行為の完了等の届出)

第 32 条 法第 63 条第 2 項による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第 66 条第 2 項の規定による通知を要する行為について準用する。

### 羽曳野市景観条例施行規則(景観地区内における行為の完了等の届出)

第 13 条 条例第 32 条第 1 項(同条第 2 項の規定において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る行為の完了又は中止の届出は、景観地区内における行為の(完了・中止)届出書(様式第 16 号)に、当該認定に係る行為が完了した後又は中止した後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面を添付して提出するものとする。